

災害ごみ仮置き場現状復旧業務委託
仕様書

令和7年10月

酒田市市民部環境衛生課

1 委託業務の名称

災害ごみ仮置き場現状復旧業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月25日まで

3 履行場所 酒田市宮海字新林地内ほか 1 地内

- ① 旧山形県立酒田工業高等学校跡地（酒田市宮海字新林地内）
- ② 一條コミュニティセンター敷地（酒田市市条字村ノ前地内）

4 委託業務の目的

令和6年7月の豪雨による災害ごみ置き場（旧山形県立酒田工業高等学校跡地、一條コミュニティセンター敷地）のごみ撤去後の現状復旧等を行うもの。

5 作業内容

ごみ仮置き時の状況は別紙1の通り、現在はごみの撤去は終わっている。現状の地盤に細かいごみが混入しているところを鋤取り後、砂利もしくは土による現状の復旧を行う。なお、鋤取り及び入れ替えの面積は下記のとおり。

① 旧山形県立酒田工業高等学校跡地（酒田市宮海字新林地内）

地積 9,920 m²のうち 対象面積 2,700 m²

鋤取り t=6cm 補充 t=10cm

補充は砂利（RC-40）敷き均し ※ごみを取り除いた再利用も可とする

※現在旧山形県立酒田工業高等学校跡地は山形県で解体工事中のため現場事務所があり、その部分の復旧は不要である

② 一條コミュニティセンター敷地（酒田市市条字村ノ前地内）

地積 3,981 m²（図表通り）

鋤取り t=4cm 補充 t=6cm

鋤取りした土については酒田市浜中字新林地内埋立地

（酒田市一般廃棄物最終処分場）にて運搬処分

補充は良質土

6 契約不適合責任

- （1）委託者が当該目的物の引渡しを受けた後において、目的物に本契約内容に適合しないものがあることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその本契約内容に適合しないものの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとし、受託者が負うべき責任は、検査に合格したことをもって免れるものではない。

(2) 本契約内容に適合しないものの修補又は損害賠償の請求は、目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、目的物の本契約内容に適合しないものが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。

(3) 委託者が成果物の引渡しの際に本契約内容に適合しないものがあることを知ったときは、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該本契約内容に適合しないものの修補又は損害賠償の請求をすることができないものとする。ただし、受託者が本契約内容に適合しないものがあることを知っていたときは、この限りではない。

7 検査及び委託料

委託料は、業務完了後支払うものとする。

本業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出し委託者の検査を受けなければならない。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとする。請求書の提出期日は、委託者の指示によるものとする。委託者は、受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。上記委託料の消費税及び地方消費税はこの契約の成立日の税率により計算したもので、税率の変更により変動が生じたときは、変更契約書を取り交わすものとする。

8 成果物

受託者は委託期間の満了までに、次に掲げる事項に留意のうえ、業務に関する成果物を委託者に提出するものとする。

(1) 成果物の構成

- ① 業務完了報告書
- ② 完成写真
- ③ 業務写真（作業前、作業中、作業後）、計量表

9 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

業務遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り適切に管理する。

10 その他

(1) 本業務に必要な開発ツール、媒体、交通費等については、受託者の負担とする。

(2) 業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、委託者と連絡を密に取りながら

誠実に業務を履行すること。

(3) 委託者からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は業務の実施に係る疑義については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。